



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(府令)

○家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)

(府令・省令)

○国土交通省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通二)

(省令)

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令(総務一五)

○次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働三一)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同三二)

○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(農林水産二一)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(経済産業二九)

(規則)

○計算証明規則の一部を改正する規則(会計検査院二)

(告示)

○繊維製品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(消費者庁四)

○合成樹脂加工品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同五)

○電気機械器具品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同六)

○雑貨工業品品質表示規程の全部を改正する告示を定める件(同七)

○受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準(総務一〇三)

○設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準(同一〇四)

○損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一〇五)

○地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の額を算定するための基準の一部を改正する件(同一〇六)

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件(財務七八)

○健康保険印紙の形式の一部を改正する件(同七九)

○特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件

(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通三)

○特定事業者責任比率の一部を改正する件(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○再商品化義務総量の一部を改正する件(同二)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同三)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同四)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件(同五)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件(同七)

○平成二十八年度使用教科書等掲載補償金額を定める件(文化庁二五)

○平成二十八年度使用教科用拡大図書複製補償金額を定める件(同二六)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数I及び機能評価係数IIの一部を改正する件(厚生労働一〇五)

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件(同一〇六)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一〇七)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一〇八)

○生物学的製剤基準の一部を改正する件(同一九)

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(同一一〇)

○次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示の全部を改正する件(同一一一)

○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針(経済産業六三)

○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準を定めた件の一部を改正する件(同六四)

○電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示の一部を改正する件(同六五)

(以下次のページへ続く)

(二) まな板については、まな板の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その縦、横及び厚みを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五ミリメートル以内とする。

(三) 浴槽蓋については、浴槽蓋の本体を収容することができる最小の直方体（取っ手その他の付属品を除く。）を想定し、その幅及び長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること（折り畳み蓋については、幅にあつては心材の長さ、長さにあつては心材端部間の長さを表示すること）。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、幅にあつてはプラス・マイナス五ミリメートル以内、長さにあつてはプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。なお、幅及び長さの測定は、浴槽蓋を組み合わせた状態又は広げた状態で精度一ミリメートル以上の測定器を使用し行うこと。

七 ポリエチレンフィルム製又はポリプロピレンフィルム製の袋の枚数の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、マイナス〇とする。

八 取扱以上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。
 (一) 火のそばに置かない旨。
 (二) 熱い鍋等を載せない旨（まな板に限る。）
 (三) レモン等かんきつ類の皮に含まれるテルペン又は油脂によつて変質することがある旨（スチロール樹脂製のものに限る。）
 (四) 湯を滴杯にして使用する旨（湯たんぽに限る。）(五) において同じ。ただし、軟質の樹脂製のものにあつては、湯は約三分の二程度にとどめ、空気を抜いて使用すること。等材質に依つて適切な湯量の表示を行うこと。
 (五) 長時間にわたり身体に密着して使用しない旨。
 (六) 手をついたり、乗ったりしない旨（浴槽蓋に限る。）
 (七) 冷凍庫に入れて使用すると破裂するおそれがある旨（冷凍庫用に耐冷設計されていないものに限る。）

(八) 冷凍する際に注意すべき事項（保冷剤を使用した容器に限る。）
 (九) 電子レンジ用として使用できないものについては、電子レンジで使用できない旨、電子レンジで使用できるものについては、その使用形態、内容物に依り注意すべき事項（台所用容器等及び皿等に限る。）
 九 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。
 十 表示は、合成樹脂加工品ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、取扱以上の注意の表示については、本体刻印、本体印刷又はラベルの貼付け等本体から容易に離れない方法で行うこと。なお、表示することができる平面が五十平方センチメートル未満の場合であつて、全ての表示事項を表示できないときは、第一条に定める表示事項のうち、容量及び取扱以上の注意を省略して表示することができる。

附 則
 (施行期日)
 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 平成三十年三月三十一日までの間に合成樹脂加工品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

○消費者庁告示第六号
 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、電気機械器具品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。
 平成二十九年三月三十日

消費者庁長官 岡村 和美

電気機械器具品質表示規程
 (表示事項)
 第一条 電気機械器具の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる電気機械器具について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

第二条 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第二のとおりとする。
 附 則
 (施行期日)
 1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 平成三十年三月三十一日までの間に電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることことができる。

別表第一（第一条関係）

電気機械器具	品質に関し表示すべき事項
エアコンディショナー（電動機の定格消費電力の合計が三キロワット以下、電熱装置を有するものにあつては、その電熱装置の定格消費電力が五千ワット以下のものに限り、電気冷風機及び熱電素子を使用するものを除く。以下同じ。）	一 冷房能力 二 区分名（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 三 冷房消費電力 四 暖房能力（暖房のできるものに限る。） 五 暖房消費電力（暖房のできるものに限る。） 六 通年エネルギー消費効率（冷暖房の用に供するエアコンディショナーのうち直吹き形で分離型のものに限る。） 七 使用上の注意
テレビジョン受信機	一 年間消費電力量 二 区分名（産業用のもの、海外からの旅行者向けのもの、背面投射型のもの、表示画面の駆動表示領域の対角寸法をセンチメートル単位で表した数値を二・五四で除して小数点以下を四捨五入した数値が十以下のもの及びワイヤレス方式のものを除く液晶テレビ及びプラズマテレビに限る。三においても同じ。） 三 受信機サイズ 四 使用上の注意
電気パネルヒーター	一 放熱の方式 二 温度調節の方式 三 暖房能力 四 熱媒体の種類（熱媒体を使用するものに限る。） 五 使用上の注意
電気毛布	一 種類 二 繊維の組成 三 使用上の注意

ジャー炊飯器 電子レンジ(定格高周波出力が一キロワット以下のものに限る。以下同じ。) 電気コーヒー沸器 電気ポット 電気ホットプレート 電気ロースター 電気冷蔵庫(熱電素子を使用しないものに限る。以下同じ。) 換気扇(プロペラ形の羽根を有するものに限る。以下同じ。) 電気洗濯機(水槽を有するものに限る。以下同じ。) 電気掃除機(真空式のものであつて電源として電池を使用しないものに限る。以下同じ。) 電気かみそり 電気ジューサー、ミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー 卓上スタンド用蛍光灯器具(机等に取り付ける構造のものを除く。以下同じ。) 別表第二(第二条関係) エアコンディショナー	一 最大炊飯容量 二 区分名(産業用のもの、電子回路を有さないもの及び最大炊飯容量が〇・五四リットル未満のものを除く。三から八までにおいても同じ。) 三 蒸発水量 四 年間消費電力量 五 一回当たりの炊飯時消費電力量 六 一時間当たりの保温時消費電力量 七 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量 八 一時間当たりの待機時消費電力量 九 使用上の注意
電気洗濯機(水槽を有するものに限る。以下同じ。) 電気掃除機(真空式のものであつて電源として電池を使用しないものに限る。以下同じ。) 電気かみそり 電気ジューサー、ミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー 卓上スタンド用蛍光灯器具(机等に取り付ける構造のものを除く。以下同じ。) 別表第二(第二条関係) エアコンディショナー	一 標準使用水量(洗濯、すすぎ、脱水の各工程のうちいずれか二つの工程又は各工程の手操作を伴わず自動移行する電気洗濯機に限る。) 二 外形寸法 三 使用上の注意 一 吸込仕事率 二 質量(使用中本体が移動可能なものに限る。) 三 使用上の注意 一 電源方式 二 充電時間(充電式のものに限る。) 三 乾電池の種類及び数(乾電池を使用するものに限る。) 四 使用上の注意 一 種類 二 定格容量 三 使用上の注意 一 用途及び照度 二 蛍光ランプの形式 三 全光束 四 消費電力 五 エネルギー消費効率 六 使用上の注意

別表第二(第二条関係)

一 エアコンディショナー

(一) 冷房能力又は暖房能力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧(百ボルト又は二百ボルトの電圧をいう。以下同じ。)における日本工業規格B八六一五―一(エアコンディショナー第一部：直吹き形エアコンディショナー及びヒートポンプ一定格性能及び運転性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナー)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定して得られた数値をキロワットの単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のマイナス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房能力の表示の場合にあつては、表示値がキロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値がキロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房能力又は暖房能力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房能力の表示を省略することができる。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表のユニットの形態欄、冷房能力欄、室内機の寸法タイプ欄に於いてそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、区分名を省略することができる。

ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	区分
直吹き形で壁掛け形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)	三・二キロワット以下	寸法規定タイプ(室内機の横幅寸法八百ミリメートル以下かつ高さ二百九十五ミリメートル以下のもをいう。以下同じ。)	A
	三・二キロワット超	寸法フリータイプ(寸法規定タイプ以外のものをいう。以下同じ。)	B
	四・〇キロワット以下	寸法規定タイプ	C
	四・〇キロワット超	寸法フリータイプ	D
	五・〇キロワット以下		E
	五・〇キロワット超		F
	六・三キロワット以下		G
	六・三キロワット超		H
直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの(マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く)	三・二キロワット以下		I
	三・二キロワット超		J
	四・〇キロワット以下		K
	四・〇キロワット超		L
	七・一キロワット以下		M
	七・一キロワット超		
	二十八・〇キロワット以下		

(三) 冷房消費電力又は暖房消費電力の表示に際しては、エアコンディショナーの定格周波数ごとに標準電圧における日本工業規格B八六一五―一(エアコンディショナー第一部：直吹き形エアコンディショナ及びヒートポンプ定格性能及び運転性能試験法)及び日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)の八・一(運転性能の試験)に規定する冷房能力又は暖房能力(標準)の試験方法により測定された冷房消費電力又は暖房消費電力の値をキロワット(数値が千未満の場合はワット)の単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内(電熱装置のみにより暖房を行うものの暖房消費電力の表示の場合にあっては、表示値が一キロワット以下のときは、その値のプラス・マイナス十パーセント以内、表示値が一キロワットを超えるときは、その値のプラス五パーセント以内、マイナス十パーセント以内)とする。ただし、水蒸発式のものについては、冷房運転又は暖房運転のときの消費電力の表示、ヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、暖房運転のときの消費電力の表示を省略することができる。

(四) 通年エネルギー消費効率の表示に際しては、日本工業規格C九六一二(ルームエアコンディショナ)に規定する方法により算出した数値を小数点以下一桁まで表示すること。ただし、水蒸発式のもの及びヒートポンプ暖房又は電熱装置のみによる方法以外の方法による暖房を行うものについては、通年エネルギー消費効率の表示を省略することができる。

(五) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

ハ 設置に関する注意事項

(六) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(七) 表示は、エアコンディショナーごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

二 テレビジョン受信機

(一) 年間消費電力量

A. ブラウン管テレビ

年間消費電力量の表示に際しては、イからハまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力及び節電機能による低減消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力量を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七千百十七・五時間の積による年間待機時の消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で整数により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内とする。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視管型)のブラウン管を有するものに限る。で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、フラットレベル白信号時の消費電力及びフラットレベル黒信号時の消費電力の平均値とする。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とする。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であつてリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号としてカラーバー信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

二 イからハまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C六一〇―一(テレビジョン受信機試験方法第一部：一般的事項―高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・一(一般的状态)に規定する条件の下で行うものとする。

① テレビのコントラスト調整は、イ及びロにおいては、フラットレベル白信号受信時消費電力が最大となるように、ハにおいては、工場出荷時の位置に設定すること。

② テレビの明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。

③ テレビの音声出力は、日本工業規格C6101-1(テレビジョン受信機試験方法 第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の四・二・一(試験方法)に規定する設定とする。

④ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにする。

⑤ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。イからハまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号(アナログ又はデジタル)又はベースバンド信号の入力による測定

i 映像信号は、日本工業規格C6101-1(テレビジョン受信機試験方法 第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー(七十五〇/七十五〇)信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii アナログ入力信号は、同規格のC6101-1の三・三(高周波テレビジョン信号)を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス三十九デシベル(ミリワット)とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十九デシベル(ミリワット)とすること。

② 衛星放送波帯信号(アナログ又はデジタル)の入力による測定

i 映像信号は、日本工業規格C6101-1(テレビジョン受信機試験方法 第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・二・一(試験映像信号)に規定するフラットレベル白信号、フラットレベル黒信号又はカラーバー(七十五〇/七十五〇)信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とし、PCM変調の変調率を最大変調時のマイナスイナス十八デシベルとすること。

iii アナログ入力信号については、放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

iv デジタル入力信号については、十一・七ギガヘルツ十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精細度テレビジョン放送、超短波放送及びデータ放送のうちデジタル放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナスイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

年間消費電力の表示に際しては、イからニまでに掲げる方法で測定した動作時消費電力、待機時消費電力、節電機能による低減消費電力及び電子番組表(以下「E.P.G」という)取得時の消費電力より、まず動作時消費電力から節電機能による低減消費電力の四分の一を減じた数値と年間基準動作時間千六百四十二・五時間の積による年間動作時の消費電力を算出し、次に待機時消費電力と年間基準待機時間七百十七・五時間から年間基準E.P.G取得動作時間を減じた数値の積による年間待機時の消費電力を算出し、更にE.P.G取得時の消費電力と年間基準E.P.G取得動作時間の積による年間E.P.G取得時消費電力を算出し、それらの和の数値である年間消費電力をキロワット時毎年の単位で整数

により表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス五パーセント以内とする。なお、この表示の必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限る)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとする。

イ 動作時消費電力は、映像信号としてIEC62074:2010に規定するIEC62087: 2008 video content DVD, 60x25IEC62087: 2008 video content BDのブロードキャストコンテンツのうち垂直周波数が六十ヘルツ用の動画信号(以下「動画映像信号」という)を用いて動画表示をする際の消費電力の平均値とし、節電機能が作動しない状態に測定すること。なお、入力信号により消費電力が異なるよう設計されたもの場合には、入力信号ごとに消費電力をそれぞれ測定し、それらの消費電力の最大値と最小値の平均を動作時消費電力とすること。

ロ 待機時消費電力は、主電源によって電源を切った場合の消費電力と主電源を入れた状態であってリモコンによって電源を切った場合の消費電力の平均値とする。ただし、電源スイッチが主電源又はリモコンのいずれか一方のみのものについては、電源スイッチを切った状態の消費電力を待機時消費電力とする。

ハ 節電機能による低減消費電力は、映像信号として動画映像信号を用い、次のいずれかの値のうち大きい数値とする。

① 周辺照度に応じて映像を自動的に制御する自動輝度調整機能による低減消費電力は、周辺照度三百ルクス以上の状態において測定した消費電力又は節電機能スイッチを切った状態の消費電力のいずれか小さい方から周辺照度〇ルクスの状態において測定した消費電力を差し引いた数値とする。

② 節電機能スイッチによる低減消費電力は、節電機能スイッチを切った状態の消費電力から節電機能スイッチを入れた状態の消費電力を差し引いた数値とする。

ニ E.P.G取得時の消費電力は、デジタル放送用E.P.Gデータ取得動作時の消費電力とする。

ホ イからニまでの消費電力の測定は、次に掲げる場合を除き、日本工業規格C6101-1(テレビジョン受信機試験方法 第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の三・一(一般的状態)に規定する条件の下で行うものとする。

① 液晶テレビにあつては、コントラスト及び明るさ並びにバックライト調整、プラズマテレビにあつては、コントラスト及び明るさ調整は、工場出荷時の位置に設定すること。ただし、使用者が最初に電源を入れた時、これらの両モードを選択できるメニューが表示され、使用者が標準状態モードを選択できる機種にあつては、標準状態(一般的に家庭で使用するメーカー推奨状態)に設定すること。

② テレビジョン受信機の音声出力は、日本工業規格C6101-1(テレビジョン受信機試験方法 第一部：一般的事項—高周波テレビジョン信号及び映像周波数における電氣的測定)の四・二・一(試験方法)に規定する設定とする。

③ 衛星放送波受信アンテナ電源や付加機能類のうち、任意にON/OFFできるものは、OFFにする。

④ 測定は、測定信号切替時を含めて受信機が十分安定した状態に達してから行うこと。イからニまでの消費電力の測定において、信号の入力は、次に定めるところによるものとする。

① 地上波帯信号(アナログ又はデジタル)又はベースバンド信号の入力による測定

i 映像信号は、動画映像信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

FHD	画素数	受信機型サイズ	十九V型未満	液晶ノーマル	液晶倍速	付加機能	区分名
						左記以外のもの	DA
						付加機能の一つ有するもの	DA1
						付加機能を二つ有するもの	DA2
						付加機能を三つ有するもの	DA3
						左記以外のもの	DB
						付加機能の一つ有するもの	DB1
						付加機能を二つ有するもの	DB2
						付加機能を三つ有するもの	DB3
						左記以外のもの	DC
						付加機能の一つ有するもの	DC1
						付加機能を二つ有するもの	DC2
						付加機能を三つ有するもの	DC3
						左記以外のもの	DD
						付加機能の一つ有するもの	DD1
						付加機能を二つ有するもの	DD2
						付加機能を三つ有するもの	DD3

iii アナログ入力信号は、同規格のC6101—1の三・三の高周波テレビジョン信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス三十九デシベル(ミリワット)とすること。

iv デジタル入力信号レベルは、放送局による標準テレビジョン放送のうちデジタル放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠した信号を入力信号として用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十九デシベル(ミリワット)とすること。

② 衛星放送波帯信号(アナログ又はデジタル)の入力による測定

i 映像信号は、動画映像信号を用いること。

ii 音声信号は、一キロヘルツ正弦波信号とすること。

iii 入力信号は、十一・七ギガヘルツ十二・二ギガヘルツの周波数帯の放送衛星局による標準テレビジョン放送及び高精度テレビジョン放送の送信の標準方式に準拠する第一中間周波数帯に変換された信号を用いること。なお、入力信号レベルは、マイナス四十五デシベル(ミリワット)とすること。

(二) 区分名

B. 液晶テレビ及びプラズマテレビ

区分名の表示に際しては、次の表の画素数欄、受信機型サイズ欄、動画表示欄、付加機能欄にそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いて表示すること。なお、この表示に必要なテレビジョン受信機の対象範囲は、テレビジョン受信機(直視型のバックライトを使用した液晶パネル又はプラズマディスプレイパネルを有するものに限定)で、交流の電路(定格周波数五十ヘルツ又は六十ヘルツ、定格電圧百ボルト)に使用されるものとす

右記以外のもの	三十二V型以上	液晶四倍速又はプラズマ	液晶ノーマル	液晶倍速	液晶四倍速又はプラズマ	液晶ノーマル	液晶倍速	付加機能	区分名
								左記以外のもの	DE
								付加機能の一つ有するもの	DE1
								付加機能を二つ有するもの	DE2
								付加機能を三つ有するもの	DE3
								左記以外のもの	DF
								付加機能の一つ有するもの	DF1
								付加機能を二つ有するもの	DF2
								付加機能を三つ有するもの	DF3
								左記以外のもの	DG
								付加機能の一つ有するもの	DG1
								付加機能を二つ有するもの	DG2
								付加機能を三つ有するもの	DG3
								左記以外のもの	DH
								付加機能の一つ有するもの	DH1
								付加機能を二つ有するもの	DH2
								付加機能を三つ有するもの	DH3
								左記以外のもの	DI
								付加機能の一つ有するもの	DI1
								付加機能を二つ有するもの	DI2
								付加機能を三つ有するもの	DI3
								左記以外のもの	DJ
								付加機能の一つ有するもの	DJ1
								付加機能を二つ有するもの	DJ2
								付加機能を三つ有するもの	DJ3
								左記以外のもの	DK
								付加機能の一つ有するもの	DK1
								付加機能を二つ有するもの	DK2
								付加機能を三つ有するもの	DK3

四 電気毛布

(一) 種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる電気毛布の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。

電気毛布の種類	用語	
	就寝時に体の上に掛けて使用するもの	掛毛布
就寝時に体の下に敷いて使用するもの	敷毛布	敷毛布
就寝時に体の上に掛けても下に敷いても使用できるもの	掛敷兼用毛布	かけしき毛布

(二) 繊維の組成の表示に際しては、繊維製品品質表示規程(平成二十九年消費者庁告示第四号)の内容に準じて繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値を併記して表示する等の方法を用いること。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(四) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、電気毛布ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

五 ジャー炊飯器

(一) 最大炊飯容量の表示に際しては、一回に炊飯できる最大量をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は表示値のマイナス五パーセント以内とする。

(二) 区分名の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる加熱方式及び中欄に掲げる最大炊飯容量に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる区分名を示す用語を用いて表示すること。

加熱方式	最大炊飯容量		区分名
	電磁誘導加熱方式のもの	〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	
電磁誘導加熱方式のもの以外	〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	B	
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	C	
	一・八〇リットル以上	D	
	〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	E	
	〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	F	
	一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	G	
	一・八〇リットル以上	H	

(三) 蒸発水量の表示に際しては、別記(V)に掲げる方法で測定した蒸発水量の数値を小数点第二位で四捨五入し、グラム単位で、小数点第一位まで表示すること。

(四) 年間消費電力量の表示に際しては、別記(I)から(IV)までに掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量、一時間当たりの保温時消費電力量、一時間当たりのタイマー予約時消費電力量及び一時間当たりの待機時消費電力量から、次の式により算出した年間消費電力量の数値の有効数字三桁以上で、キロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス三パーセント以内とする。

$$E = (A \times N_A) + (B \times H_B) + (C \times H_C) + (D \times H_D) / 1000$$

この式において、E、A、N_A、B、H_B、C、H_C、D及びH_Dは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- E: 年間消費電力量(単位: キロワット時毎年)
 - A: 一回当たりの炊飯時消費電力量(単位: ワット時毎回)
 - N_A: 年間当たりの炊飯回数(単位: 回数毎年)
 - B: 一時間当たりの保温時消費電力量(単位: ワット時毎年)
 - H_B: 年間当たりの保温時間(単位: 時間毎年)
 - C: 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量(単位: ワット時毎年)
 - H_C: 年間当たりのタイマー予約時間(単位: 時間毎年)
 - D: 一時間当たりの待機時消費電力量(単位: ワット時毎年)
 - H_D: 年間当たりの待機時間(単位: 時間毎年)
- なお、N_A、H_B、H_C及びH_Dの数値は、次の表の最大炊飯容量(リットル)に応じて、同表に掲げる数値とする。

最大炊飯容量(リットル)	N _A	H _B	H _C	H _D
〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	二百九十	九百二十	七百五十	二千七百六十
〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	三百四十	千五百四十	千百九十	二千九百九十
一・四四リットル以上一・八〇リットル未満	三百九十	二千百八十	千八百八十	千二百十
一・八〇リットル以上	三百五十	二千四百二十	千	二千百五十

(五) 一回当たりの炊飯時消費電力量の表示に際しては、別記(I)に掲げる方法で測定した一回当たりの炊飯時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

(六) 一時間当たりの保温時消費電力量の表示に際しては、別記(II)に掲げる方法で測定した一時間当たりの保温時消費電力量の数値を有効数字三桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

(七) 一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の表示に際しては、別記(III)に掲げる方法で測定した一時間当たりのタイマー予約時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

(八) 一時間当たりの待機時消費電力量の表示に際しては、別記(IV)に掲げる方法で測定した待機時消費電力量の数値を有効数字二桁以上で、ワット時の単位で表示すること。

(別記) 測定方法

- (一) 一回当たりの炊飯時消費電力量は、次の方法により通常炊飯コースにて炊飯開始から炊飯終了まで測定した消費電力量とし、三回測定した測定値の平均値とする。ただし、三回の測定値の平均値と三回の測定値を比べ、その乖離がプラス・マイナス二・〇パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計五回の測定値の平均値とする。
- i 炊飯精米質量は、次の表の上欄の最大炊飯容量(リットル)に応じて同表下欄に掲げる炊飯精米質量(グラム)とする。

最大炊飯容量(リットル)	炊飯精米質量(グラム)
〇・五四リットル以上〇・九九リットル未満	三百
〇・九九リットル以上一・四四リットル未満	四百五十
一・四四リットル以上	六百

- ii 米の仕様は、次のとおりとする。
 - ① 品種は、「コシヒカリ」とする。
 - ② 玄米の状態に含まれる水分が十三パーセント以上十五パーセント以下のもの。なお、水分の測定は、農産物検査法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十二号)の規定に基づき農林水産大臣が定める標準計測方法(平成十三年農林水産省告示第三百三十二号)の「第2 計測方法」により行うこと。
 - ③ 質量換算で歩留まり九十プラス・マイナス一・五パーセントに精米加工を行い、一・八ミリメートルメッシュのふるいにかけて異物及び割れた米粒を取り除くこと。
- iii 炊飯水量は、使用する炊飯精米質量に対し、取扱説明書等で製造事業者等が指定する水の質量とする。なお、炊飯水量には、洗米の際に付着する水分を含む。ただし、使用する炊飯精米質量に対し、製造事業者等において、指定する水の質量が定められていない場合は、使用する炊飯精米質量に最も近い製造事業者等が指定する炊飯精米質量と水の質量との割合(設計加水率: α)を算出して、次の式に基づき炊飯水量を求めるとする。

$M_w = M_m \times \alpha$

この式において、 M_m 、 M_e 及び α は、それぞれ次の数値を採るものとする。

- M_w : 炊飯水量(単位 グラム)
- M_e : 炊飯精米質量(単位 グラム)
- α : 設計加水率

- iv 炊飯器本体ヒーター部分及び内鍋の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二(二)とする。
- v 炊飯前に精米のみみ洗いを三回行う。なお、一回当たりのもみ洗いについては、注水開始から排水終了までの時間を二十秒以内で行うこととする。
- vi 試験開始前水温は、二十三プラス・マイナス一(一)とする。
- vii 消費者によって任意にON/OFFできる付加機能を有するものは、付加機能をOFFにする。ただし、浸漬、蒸らし等炊飯に必要な不可欠な機能は、OFFにすることはできない。
- viii 洗米から炊飯開始までの時間は、十分以内とする。

- (II) 一時間当たりの保温時消費電力量は、次の方法により測定した保温を一時間行うための消費電力量とする。

- i 一回当たりの炊飯時消費電力量の測定終了後、直ちに保温を開始することとする。
- ii 保温開始から十二時間経過するまでの消費電力量を測定し、その測定値を十二で除した数値とする。

- なお、保温時間が十二時間を経過する前に終了する機種については、保温機能が停止するまでの消費電力量を測定し、その測定値を保温機能の持続時間で除した数値とする。
- (III) 一時間当たりのタイム予約時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入れずに蓋を閉め、炊飯予約のタイム予約をセットし、消費電力の安定後、一時間測定した消費電力量の数値とする。

- (IV) 一時間当たりの待機時消費電力量は、炊飯器に内鍋を入れた状態で、米を入れずに蓋を閉め、待機状態において消費電力の安定後、一時間測定した消費電力量の数値とする。

- (V) 蒸発水量は、一回当たりの炊飯時消費電力量の測定の際に炊飯器機体外に放出した水の質量とし、炊飯時消費電力量の全ての測定の際の値の平均値とする。なお、放出した水の質量とは、炊飯直前の米及び水をセットした炊飯器本体質量から炊飯終了一分以内の蓋を開ける前の炊飯器本体質量を減じた数値とする。

- (VI) (I) から (V) までの測定は、次に掲げる条件の下で行うものとする。

- i 周囲温度は、二十三プラス・マイナス二(二)とする。
- ii 機器は、厚さが十ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態を設置する。
- iii 電源電圧は、百プラス・マイナス一ボルト、電源周波数は、五十プラス・マイナス〇・ヘルツ又は六十プラス・マイナス〇・ヘルツとする。
- iv 秤は、〇・グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス〇・五パーセント以内を確保すること。
- v 電力量計は、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス二パーセント以内を確保すること。
- vi 温度計は、日本工業規格B七四一一(一)一般用ガラス製温度計―第一部: 一般計量器 表四のL又はMの温度計又は同等品を使用すること。
- vii 熱電対は、日本工業規格C一六〇二(熱電対)に規定する種類Tのもの、かつ、クラス一のものを使用すること。

- (九) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項

- (十) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

- (十一) 表示は、ジャー炊飯機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

六 電子レンジ

- (一) 外形寸法の表示に際しては、電子レンジの本体(操作盤、扉、吸排気用の突出部、脚部及び電源コード掛けの突出部を含み、操作盤のつまみ及びボタン類、扉のハンドル、電源コード、アース端子その他の付属品を除く。以下同じ)の幅、奥行き及び高さのそれぞれの最大値を、いずれの最大値を指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三ミリメートル以内とする。

- (二) 加熱室の有効寸法の表示に際しては、ターンテーブルを有しない電子レンジにあつては加熱室の幅、奥行き及び高さ、その高さが変動するものにあつては、その最小値)並びにターンテーブルの直径を、それぞれ次に掲げるところにより算出し、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。
- イ 高さは、受皿(ターンテーブルを含む。以下この号において同じ)の表面の中心から受皿に垂直に測つた加熱室の内側の上面(上面に発振管の保護カバー等)その取付け位置、突出の状況等により調理の支障となると認められるもの限り、以下この号において単に「保護カバー等」という。)がある場合には、当該保護カバー等の最下端部を通る受皿の表面に平行な平面と受皿の中心を通る受皿に垂直な直線との交点)までの距離とする。
- ロ 幅及び奥行きは、受皿の表面から加熱室の高さの二分の一の高さの水平面における加熱室の内側の側面(側面に保護カバー等がある場合には、当該保護カバー等の先端を通る加熱室の底面に垂直な直線と当該水平面との交点。以下この号において同じ)から相対する他の側面までの距離とする。
- ハ ターンテーブルの直径は、ターンテーブルの上端の円の直径とする。
- (三) 区分名の表示に際しては、次の表の機能欄、加熱方式欄及び庫内容積欄に応じそれぞれ同表の区分名欄に掲げる用語を用いること。

機能	加熱方式	庫内容積	区分名
オープン機能を有するもの 以外(単機能レンジ)	—	—	A
オープン機能を有するもの (オープンレンジ)	ヒーターの露出があるもの (熱風循環加熱方式のものを除く)	三十リットル未満のもの	B
	ヒーターの露出があるもの 以外(熱風循環加熱方式のものを除く)	三十リットル以上のもの	C
	熱風循環加熱方式のもの	三十リットル未満のもの	D
		三十リットル以上のもの	E
		—	F

- (四) 電子レンジ機能の年間消費電力量の表示に際しては、別記(一)に掲げる方法で測定した電子レンジ機能の一回当たりの消費電力量を、次の式により求めた数値をキロワット時毎年の単位で、小数点第一位まで表示するものとする。
- $$\text{電子レンジ機能の年間消費電力量} = (580.8 \times A_{\text{avg}} + 66 \times A_{\text{avg}} + 571.1 \times A_{\text{avg}} + 205 \times A_{\text{avg}}) / 1000$$
- この式において、 A_{avg} 、 A_{avg} 、 A_{avg} 及び A_{avg} は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- A_{avg} ：電子レンジ機能の285グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力量(単位：ワット時毎回)
- A_{avg} ：電子レンジ機能の245グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力量(単位：ワット時毎回)
- A_{avg} ：電子レンジ機能の125グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力量(単位：ワット時毎回)
- A_{avg} ：電子レンジ機能の185グラムの疑似負荷の加熱に要する一回当たりの消費電力量(単位：ワット時毎回)
- (五) オープン機能の年間消費電力量の表示に際しては、別記(二)に掲げる方法で測定したオープン機能の一回当たりの消費電力量を、次の式により求めた数値をキロワット時毎年の単位で、小数点第一位まで表示するものとする。
- $$\text{オープン機能の年間消費電力量} = 31 \times B / 1000$$
- この式において、Bは、次の数値を表すものとする。
- B：オープン機能の一回当たりの消費電力量(単位：ワット時毎回)

- (六) 年間待機時消費電力量の表示に際しては、別記(三)に掲げる方法で測定した一時間当たりの待機時消費電力量により、次の式により求めた数値をキロワット時毎年の単位で、小数点第一位まで表示すること。
- $$\text{年間待機時消費電力量} = 6400 \times C / 1000$$
- この式において、Cは、次の数値を表すものとする。
- C：一時間当たりの待機時消費電力量(単位：ワット時)
- (七) 年間消費電力量の表示に際しては、電子レンジ機能の年間消費電力量、オープン機能の年間消費電力量、年間待機時消費電力量を算出し、その和の数値である年間消費電力量をキロワット時毎年の単位で、小数点第一位まで表示すること。この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス以内とする。

- (別記) 測定方法
- (一) 電子レンジ機能の一回当たりの消費電力量は、次の方法により実容器を使用して四〇から七十度までの加熱に要する消費電力量とし、二回の測定を行う算出値の平均値とする。ただし、二回の算出値の平均値と二回の算出値を比べ、その乖離がプラス・マイナス一・五パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計四回の算出値の平均値とする。

実容器を使用して四〇から七十度までの加熱に要する消費電力量は、 \bar{m} による疑似負荷量それぞれにより、次の式で算出した数値とする。

$$A = A_{\text{avg}} \times \{ (1 - (2257 \times (M_{10} - M_{20})) / (4.187 \times M + 0.55 \times m)) \times (T_{10} - T_{20}) + 2257 \times (M_{10} - M_{20}) \} \times (66 / (T_{10} - T_{20})) \times (4.187 \times M + C_p \times m) / (4.187 \times M + 0.55 \times m) + (2257 \times (M_{10} - M_{20})) / (4.187 \times M + 0.55 \times m) \times (T_{10} - T_{20}) + 2257 \times (M_{10} - M_{20})$$

この式において、 A 、 A_{avg} 、 T_{10} 、 T_{20} 、 M_{10} 、 M_{20} 、 M 、 m 、 m 及び C_p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A：実容器を使用して4℃から70℃までの加熱に要する消費電力量(ワット時毎回)

A_{avg} ： T_{10} ℃の加熱に要した消費電力量(ワット時)

T_{10} ：疑似負荷温度の加熱前温度(℃)

T_{20} ：疑似負荷温度の加熱後温度(℃)

M_{10} ： T_{10} ℃のときの疑似負荷と試験容器の質量(グラム)

M_{20} ： T_{20} ℃のときの疑似負荷と試験容器の質量(グラム)

M：疑似負荷質量(グラム)

m：試験容器の質量(グラム)

m_1 ：実容器の質量(グラム)

C_p ：実容器の比熱(ジュール毎グラムケルビン)

なお、 m 及び C_p の数値は、表一による。

表一 消費電力量算出のための係数

疑似負荷質量 \bar{m} (グラム)	実容器の質量 m_1 (グラム)	実容器の比熱 C_p (ジュール毎グラムケルビン)
二百八十五	四百	一・〇七
二百四十五	二百	一・〇七
百二十五	二百	一・〇七
百八十五	二百五十	〇・五五

表二 疑似負荷は、水とし、表二の上欄に掲げる疑似負荷質量とする。

疑似負荷質量M (グラム)	試験容器的仕様
二百八十五	日本工業規格R三三〇三(化学分析用ガラス器具)に規定する外径九十五ミリメートル、高さ七十五ミリメートルの結晶皿
二百四十五	日本工業規格R三三〇三(化学分析用ガラス器具)に規定する外径九十五ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの結晶皿
二百二十五	日本工業規格R三三〇三(化学分析用ガラス器具)に規定する外径九十五ミリメートル、高さ三十五ミリメートルの結晶皿
百八十五	日本工業規格R三三〇三(化学分析用ガラス器具)に規定する外径六十六ミリメートル、高さ三十五ミリメートルの結晶皿

- iii 試験容器は、表二の上欄の疑似負荷質量に応じて、下欄に掲げる試験容器を使用すること。また、その質量m(グラム)を測定する。
- iv 食味の評価を上げる目的で付加的な機能を設けている機器であつて、消費者によってその機能をON/OFFできる場合は、付加機能をOFFにして測定することができる。
- v 電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナスイ度とする。
- vi 試験を続けて行う時には、一回目の試験が終了後、二回目の試験は、強制冷却を最低十五分間行い、実施する。
- vii 疑似負荷と試験容器的質量M₀(グラム)を測定する。
- viii 疑似負荷及び容器的の試験開始前温度をトプラス・マイナスイ度とし、電子レンジ庫内の皿を幾何学的中心に置く。
- ix 電子レンジ機能を用いて、疑似負荷の温度を七十プラス・マイナスイ度に加熱する。
- x 電子レンジの出力設定は、手動でできる最高出力で測定する。
- xi 加熱後、速やかに疑似負荷を攪拌し、疑似負荷温度T_cを測定する。また、疑似負荷と容器的の質量M₀(グラム)とその加熱に要した消費電力量A₀(ワット時)を測定する。
- (II) オープン機能の一回当たりの消費電力量は、次の方法により測定した消費電力量とし、二回測定した測定値の平均値とする。ただし、二回の測定値の平均値と二回の算出値を比べ、その乖離がプラス・マイナスイ度・五パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計四回の測定値の平均値とする。
 - i 電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナスイ度とすること。
 - ii 電子レンジの庫内は、空とし、庫内に負荷及び受皿は入れないこととする。ただし、受皿を載せて回転する回転台を持つものにあつては、回転台を取り付けた状態とする。
 - iii 熱電対の取付位置は、別表第二(第二条関係)十四(二)による幅、奥行、高さの二分の一の庫内中心とする。
 - iv オープン庫内の温度が、初温より百七十七(ケルビン)上昇するまでの消費電力量をB1(ワット時)とし、その後継続して、その状態を二十分間保持した間の消費電力量をB2とし、B1とB2を合算した値とする。
 - v ただし、機種によっては、温度設定機構上、温度を一定にすることが困難な場合がある。その場合は、原則として初温より百七十七(ケルビン)上昇した温度を挟む二点の保持温度及び消費電力量を測定し、直線補間により初温から百七十七(ケルビン)上昇した温度の消費電力量を算出することとする。なお、百七十七(ケルビン)上昇した温度を挟む二点が取れない機種の場合は、その機種で選択できる百七十七(ケルビン)上昇した温度に最も近い温度設定の二点を取ることとする。いずれの場合も、次の式に基づき、初温から百七十七(ケルビン)上昇した温度の消費電力量を算出する。

$$B = B_1 + (B_2 - B_1) \times (T - T_1) / (T_2 - T_1)$$

この式に於いてB、B₁、B₂、T、T₁及びT₂は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- B: 初温より177(ケルビン)上昇した温度の消費電力量(ワット時)
- B₁: 低温設定保持の消費電力量(ワット時)
- B₂: 高温設定保持の消費電力量(ワット時)
- T: 初温より177(ケルビン)上昇した温度(℃)
- T₁: 低温設定保持温度(℃)
- T₂: 高温設定保持温度(℃)

(III) 一時間当たりの待機時消費電力量は、電子レンジに交流電源が供給されている状態であつて、調理をしていない状態において、以降機器の状態に変化が起らない安定状態で一時間測定した消費電力量の数値とする。

(IV) (I)から(III)までの測定は、次に定める条件の下で行うものとする。

- i 周囲温度は、二十三プラス・マイナスイ度とする。
- ii 機器は厚さが十ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態を設置する。
- iii 電源電圧は、百プラス・マイナスイボルト、電源周波数は、五十プラス・マイナスイヘルツ又は六十プラス・マイナスイヘルツとする。
- iv 秤は、〇・一グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとしてトプラス・マイナスイ〇・五%以内を確保すること。
- v 電力量計は、測定値に対する相対誤差の大きさとしてトプラス・マイナスイ二パーセント以内を確保すること。
- vi 温度計は、日本工業規格B七四一―一(一般用ガラス製温度計―第一部:一般計量器)表四のMの温度計又は同等品を使用すること。
- vii 熱電対は、日本工業規格C一六〇二(熱電対)に規定する種類Kのもの、かつ、クラス―のものを使用すること。

(八) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項
- ハ 設置に関する注意事項

(九) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

表示は、電子レンジごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

七 電気コヒー沸器

(一) 種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示し、特にその種類が次の表の上欄に掲げる種類であるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、ドリップ式のものについては、水を入れる容器(以下「水容器」という)がヒーター部分と一体であるものにあつては、「水容器一体型」の用語を、水容器がヒーター部分から着脱できるものにあつては、「水容器着脱型」の用語を「ドリップ式」の用語の次に括弧書きで付記しなければならない。

種	類	用語
バスケットのコーヒー粉に熱した水を滴下し、浸透させ、自重によりコーヒー液を抽出するもの		ドリップ式
バスケットのコーヒー粉に水蒸気等の圧力で熱した水を浸透させ、強制的にコーヒー液を抽出するもの		エスプレッソ式

ロートのコーヒー粉に水蒸気の圧力で熱した水を押し上げ、浸透させた後、水蒸気の圧力の減少又は自重によりコーヒー液を抽出するもの
サイホン式

バスケットのコーヒー粉に沸騰現象を利用して熱した水を循環させてコーヒー液を抽出するもの
パーコレーター式

- (一) 保温装置の有無の表示に際しては、保温装置を有するものにあつては「有」の用語、有しないものにあつては「無」の用語を用いて表示すること。
- (二) 最大使用水量の表示に際しては、電気コーヒー沸器の最大水位線までの水量をリットル又はミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス五パーセント以内とする。
- (三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項
- (四) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
- (五) 表示は、電気コーヒー沸器ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。
- 八 電気ポット
- (一) 定格容量の表示に際しては、電気ポットの最大水位線までの容量をリットル又はミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス五パーセント以内とする。
- (二) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項
- (三) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
- (四) 表示は、電気ポットごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。
- 九 電気ホットプレート
- (一) プレートの表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、特にその種類が次の表の上欄に掲げるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

プレートの種類	用語
プレートが本体に固定されたもの	固定式
プレートがヒータ部分から単体で着脱できるもの	ヒータ分離式
プレートがヒータ部分と一体になって着脱できるもの	ヒータ一体式

- (二) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項
- (三) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
- (四) 表示は、電気ホットプレートごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十 電気ロースター

(一) 種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

構造	用語
蓋の部分が開閉できるもの	開閉式
受皿の部分が加熱室から引き出せるもの	引出式

- (二) 焼き網の寸法の表示に際しては、焼き網の最大有効焼面の縦及び横の長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してセンチメートル単位で表示することとし、この場合の許容範囲は、表示値のプラス・マイナス一センチメートル以内とする。
- (三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。
- イ 使用方法に関する注意事項
- ロ 点検・手入れに関する注意事項
- (四) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。
- (五) 表示は、電気ロースターごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。
- 十一 電気冷蔵庫
- (一) 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C9801—3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する定格内容積(冷凍冷蔵庫(日本工業規格C9801—3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ)にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積)をリットル単位で表示することとし、この場合(冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く)における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント以内又はプラス・マイナス一リットル以内のいずれか大きい方とする。
- なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の冷凍室の冷却性能を持つ状態に切り替えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。
- (二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C9801—3(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス七パーセント以内とする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能を持つ状態に切り替えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。
- (三) 外形寸法の表示に際しては、電気冷蔵庫本体(凝縮器、固定されたテールボード及び外付け操作盤を含み、扉のハンドル及び調整脚を除く)の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。ただし、表示値が千ミリメートルの場合における許容範囲は、プラス・マイナス十五ミリメートル以内とする。

(四) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

ハ 設置に関する注意事項

(五) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(六) 表示は、電気冷蔵庫ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十二 換気扇

(一) 羽根の大きさの表示に際しては、羽根の回転によって羽根の先端が描く円の直径をセンチメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナスセンチメートル以内とする。

(二) 風量の表示に際しては、換気扇の定格周波数ごとに日本工業規格C九六〇三(換気扇)に規定する風量の算出方法により得た数値を立方メートル毎分の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

なお、空気の排出のほか、吸入もできる構造のものにあつては、排出及び吸入の風量をそれぞれ表示すること。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

ハ 設置に関する注意事項

(四) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、換気扇ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十三 電気洗濯機

(一) 標準使用水量の表示に際しては、日本工業規格C九六〇六(電気洗濯機)に規定する標準使用水量をリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十パーセント以内、マイナス二十パーセント以内とする。

(二) 外形寸法の表示に際しては、電気洗濯機の本体(操作盤、ホース掛け、タオル掛け及び持ち運び用取っ手を含み、受箱、ホースその他の付属品を除く。以下同じ。)の幅、奥行及び高さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十ミリメートル以内とする。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

ハ 設置に関する注意事項

(四) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、電気洗濯機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十四 電気掃除機

(一) 吸込仕事率の表示に際しては、日本工業規格C九一〇八(電気掃除機)に規定する吸込仕事率をワット単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のマイナス十パーセント以内とする。

(二) 質量の表示に際しては、掃除機本体及び付属品(ホース、延長管、床用吸込口及びコードに限る。)の質量の合計をキログラム単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

ハ 設置に関する注意事項

(四) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、電気洗濯機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十五 電気かみそり

(一) 電源方式の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる電源方式に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。この場合において、二種類以上の方式を複合した電気かみそりについては、その方式を列記すること。

(二) 電圧の表示に際しては、周囲温度二十度(この場合において、許容範囲はプラス・マイナス二度以内とする。)における定格周波数及び定格電圧の下で電気かみそりが保有する充電装置で充電したとき、蓄電池の定格容量の八十分以上の容量に充電するのに要する時間を表示すること。この場合における蓄電池の容量確認の方法は、日本工業規格C八七〇五(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池)に規定する試験に準じて行うこと。

(三) 乾電池の種類及び数の表示に際しては、日本工業規格C八五一五(二次電池個別製品仕様)に規定する電池の型式又は呼称及び数を表示すること。

(四) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(五) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(六) 表示は、電気かみそりごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十六 電気ジューサー・ミキサー及び電気ミキサー

(一) 種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(四) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、電気掃除機ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

電 源 方 式	用 語
同波数五十又は六十八ヘルツの単相交流で、直接使用するもの	交流式
蓄電池を組み込み、充電装置を器体内又は付属部として有するもの	充電式
乾電池を使用するもの	乾電池式

(二) 充電時間の表示に際しては、周囲温度二十度(この場合において、許容範囲はプラス・マイナス二度以内とする。)における定格周波数及び定格電圧の下で電気かみそりが保有する充電装置で充電したとき、蓄電池の定格容量の八十分以上の容量に充電するのに要する時間を表示すること。この場合における蓄電池の容量確認の方法は、日本工業規格C八七〇五(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池)に規定する試験に準じて行うこと。

(三) 乾電池の種類及び数の表示に際しては、日本工業規格C八五一五(二次電池個別製品仕様)に規定する電池の型式又は呼称及び数を表示すること。

(四) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(五) 表示は、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(六) 表示は、電気かみそりごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十六 電気ジューサー・ミキサー、電気ジューサー及び電気ミキサー

(一) 種類の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。

種 類	用 語
ジューサー及びミキサーとして使用するもの	ジューサー・ミキサー
ジューサーとして使用するもの	ジューサー
ミキサーとして使用するもの	ミキサー

(二) 定格容量の表示に際しては、電気ジュースミキサー及び電気ミキサーにあつては、日本工業規格C九六〇九(電気ミキサー・電気ジュース)に規定する測定方法によつてリットル又はミリリットル単位で表示することとし、この場合における許容範囲は表示値のプラス・マイナス十パーセント以内とする。ただし、電気ジュースについては、定格容量の表示を省略すること。

(三) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(四) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(五) 表示は、電気ジュースミキサー、電気ジュース又は電気ミキサーこと、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載し、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

十七 卓上スタンド用蛍光灯器具

(一) 用途の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる照度による区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示することとし、照度の表示に際しては、当該用語の次に括弧書きで当該卓上スタンド用蛍光灯器具の通常の使用状態における最低の照度が表示される照度以上であるようにルクス単位で表示すること。この場合において、照度は、日本工業規格C八一二(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用)に規定する測定方法によりランプ中心直下の点を中心とし、卓上スタンド用蛍光灯器具の前方半径三十センチメートルの円の三分の一の円周上において測定する物とする。

照度による区分	用語
五百ルクス以上	精細作業用
五百ルクス未満三百ルクス以上	読書用
三百ルクス未満	一般作業用

(二) 蛍光灯の形式の表示に際しては、日本工業規格C七六〇一(蛍光灯)一般照明用)に規定する蛍光灯の形式の表示方により表示すること。

(三) 全光束の表示に際しては、日本工業規格C七六〇一(蛍光灯)一般照明用)の光学的特性に規定する試験方法で測定した数値に、次に定める方法により算出した安定器光出力係数及び温度補正係数を乗じた値をルーメン単位で表示すること。

イ 安定器光出力係数は、日本工業規格C八一一八(蛍光灯安定器 性能要求事項)のランプ電力及び電流試験又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)のランプ電流及び光出力試験の規定により、周囲温度が摂氏二十五度プラス・マイナス二度の状態に測定した表用安定器の光出力値を試験用安定器の光出力値で除した値とする。

ロ 温度補正係数は、次の表に掲げる数値とする。

管理温度(単位℃)	温度補正係数			
	直管形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯(環形高周波点灯専用形蛍光灯を除く。)	環形高周波点灯専用形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯	コンパクト形蛍光灯以外のもの
39	—	—	1.000	—
40	—	—	1.011	1.000

41	1.000	1.000	1.030	1.007	—
42	1.000	1.007	1.046	1.012	—
43	1.000	1.013	1.060	1.016	—
44	1.000	1.018	1.071	1.019	—
45	0.998	1.024	1.080	1.019	—
46	0.994	1.028	1.086	1.016	—
47	0.989	1.032	1.091	1.012	—
48	0.983	1.036	1.094	1.007	—
49	0.977	1.039	1.096	1.002	—
50	0.970	1.041	1.096	0.996	—
51	0.962	1.043	1.094	0.989	—
52	0.954	1.044	1.092	0.981	—
53	0.945	1.044	1.088	0.973	1.000
54	0.936	1.044	1.083	0.964	0.994
55	0.926	1.044	1.077	0.955	0.988
56	0.917	1.042	1.071	0.946	0.982
57	0.907	1.040	1.063	0.936	0.974
58	0.896	1.038	1.056	0.926	0.965
59	0.886	1.035	1.047	0.916	0.955
60	0.875	1.031	1.039	0.906	0.944
61	0.864	1.027	1.030	0.896	0.933
62	0.854	1.013	1.020	0.885	0.922
63	0.843	1.018	1.011	0.875	0.910
64	0.832	1.012	1.001	0.865	0.898
65	0.821	1.006	0.991	0.855	0.886
66	0.810	0.999	0.981	0.845	0.874
67	0.800	0.993	0.972	0.836	0.863
68	0.789	0.985	0.962	0.826	0.851

69	0.778	0.978	0.952	0.817	0.840
70	0.767	0.970	0.943	0.808	0.829
71	0.757	0.962	0.934	0.799	0.818
72	0.746	0.954	0.925	0.790	0.807
73	0.735	0.946	0.916	0.782	0.797
74	0.725	0.937	0.907	0.774	0.788
75	0.714	0.929	0.899	0.766	0.779
76	0.703	0.920	0.890	0.758	0.770
77	0.692	0.912	0.882	0.750	0.762
78	0.681	0.903	0.874	0.743	0.754
79	0.670	0.895	0.867	0.736	0.747
80	0.659	0.888	0.859	0.730	0.740
81	0.647	0.879	0.852	0.724	0.734
82	0.635	0.868	0.844	0.719	0.728
83	0.623	0.857	0.837	0.716	0.722
84	0.610	0.845	—	0.713	0.716
85	0.597	0.833	—	0.711	0.711
86	0.583	0.822	—	—	0.706
87	0.568	0.809	—	—	0.701
88	—	—	—	—	0.696
89	—	—	—	—	0.691
90	—	—	—	—	0.686

備考 管壁温度は、周囲温度が二十五度プラス・マイナス二度の状態、日本工業規格C八

一一二(LED卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド(勉強用、読書用)に規定する正常姿勢で、卓上スタンド用蛍光灯器具に日本工業規格C八一一八(蛍光灯安定器)性能要求事項の附属書D試験用ランプ又は日本工業規格C八一一七(蛍光灯電子安定器)の附属書B試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を加えて点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定した温度とする。

(四) 消費電力の表示に際しては、日本工業規格C八一一〇五—三(照明器具—第三部：性能要求事項通則)の七・五に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。

(五) エネルギー消費効率の表示に際しては、前(三)の数値を前(四)の数値で除した数値を小数点第一位まで表示すること。

(六) 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ 使用方法に関する注意事項

ロ 点検・手入れに関する注意事項

(七) 表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

(八) 表示は、卓上スタンド用蛍光灯器具ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

○消費者庁告示第七号

家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)第三条の規定に基づき、雑貨工業品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官 岡村 和美

雑貨工業品品質表示規程

(表示事項)

第一条 雑貨工業品の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる雑貨工業品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。ただし、最小販売単位の小さいものについては、別表第二で定めるところにより当該表示すべき事項の一部を省略することができる。

(遵守事項)

第二条 前条に規定する表示事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項は、別表第二のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、内瓶にステンレス鋼製の真空二重瓶を使用したものであって卓上用のものに関する部分及び合成ゴムを製品の全部又は一部に使用して製造した食器用、食卓用又は台所用の器具に関する部分は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)

2 平成三十年三月三十一日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

別表第一(第一条関係)

雑 貨 工 業 品	ティッシュペーパー及びトイレットペーパー	品質に関し表示すべき事項
	障子紙	一 製法 二 材料 三 寸法 四 枚数(平判式のものに限る。)
衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤	一 品名	一 品名
	二 成分	二 成分
	三 液性	三 液性
	四 正味量	四 正味量
	五 使用方法	五 使用方法
	六 使用上の注意	六 使用上の注意